

4. 景観形成基準

○自然田園部における行為の制限の内容は、下表のとおりとします。

■自然田園部（大規模行為）の景観形成基準

行為	事項	景観形成基準	
① 建築物の建築等 ② 工作物の建設等	位置・配置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とする。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。
		マンセル値	・外壁の基調色の彩度は、次の値以下とする。 色相が赤（R）系、黄赤（YR）系：彩度4、色相が黄（Y）系：彩度3、その他の色相：彩度1
	材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用する。	
	敷地の緑化	・敷地内はできる限り緑化する。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	
③ さく及び塀の設置等	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とする。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
		色彩	・色彩は、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まち並みや自然などの周辺の景観と調和したものとする。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用する。
緑化	・さく及び塀の周囲については、できる限り緑化する。		
④ 土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、できるだけ緑化する。	
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努める。	
⑤ 地形の外観の変更を伴う 鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲はできるだけ緑化し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。	
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮しできるだけ緑化する。	
⑥ 木竹の伐採		・木竹の伐採は、その目的に応じ必要最小限となるようにする。 ・樹姿が優れ、修景に生かせる樹木は、なるべく残す。 ・伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、できる限り周辺の植生を勘案して緑化する。	
⑦ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・物品の集積または貯蔵の位置及び形態は、できるだけ目立たないようにし、清潔かつ整然とした集積形態とする。 ・敷地の周辺には、常緑の高木または中木による緑化など、遮へいのための措置を施す。	